



2025年3月期 第3四半期決算短信〔日本基準〕(非連結)

2025年1月27日

上場会社名 日本パレットプール株式会社 上場取引所 東
コード番号 4690 URL <https://www.npp-web.co.jp>
代表者(役職名) 代表取締役社長 (氏名) 浜島 和利
問合せ先責任者(役職名) 執行役員 (氏名) 諏訪 光則 (TEL) 06(6373)3231
配当支払開始予定日 —
決算補足説明資料作成の有無 : 無
決算説明会開催の有無 : 無

(百万円未満切捨て)

1. 2025年3月期第3四半期の業績(2024年4月1日~2024年12月31日)

(1) 経営成績(累計)

(%表示は、対前年同四半期増減率)

	売上高		営業利益		経常利益		四半期純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
2025年3月期第3四半期	5,248	△9.6	315	△51.8	403	△43.5	265	△54.4
2024年3月期第3四半期	5,805	4.7	654	△18.7	714	△19.9	581	△14.7

	1株当たり 四半期純利益	潜在株式調整後 1株当たり 四半期純利益
	円 銭	円 銭
2025年3月期第3四半期	157.51	—
2024年3月期第3四半期	345.50	—

(2) 財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率
	百万円	百万円	%
2025年3月期第3四半期	10,390	6,550	63.0
2024年3月期	11,204	6,341	56.6

(参考) 自己資本 2025年3月期第3四半期 6,550百万円 2024年3月期 6,341百万円

2. 配当の状況

	年間配当金				
	第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	期末	合計
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
2024年3月期	—	0.00	—	40.00	40.00
2025年3月期	—	0.00	—	—	—
2025年3月期(予想)	—	—	—	40.00	40.00

(注) 直近に公表されている配当予想からの修正の有無 : 無

3. 2025年3月期の業績予想(2024年4月1日~2025年3月31日)

(%表示は、対前期増減率)

	売上高		営業利益		経常利益		当期純利益		1株当たり 当期純利益
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%	円 銭
通期	7,146	△5.8	525	△32.5	615	△29.7	406	△22.9	241.58

(注) 直近に公表されている業績予想からの修正の有無 : 無

※ 注記事項

(1) 四半期財務諸表の作成に特有の会計処理の適用 : 無

(2) 会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示

① 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更 : 無

② ①以外の会計方針の変更 : 無

③ 会計上の見積りの変更 : 無

④ 修正再表示 : 無

(3) 発行済株式数（普通株式）

① 期末発行済株式数（自己株式を含む）

2025年3月期3Q	1,700,000株	2024年3月期	1,700,000株
2025年3月期3Q	17,289株	2024年3月期	17,289株
2025年3月期3Q	1,682,711株	2024年3月期3Q	1,682,816株

② 期末自己株式数

③ 期中平均株式数（四半期累計）

※ 添付される四半期財務諸表に対する公認会計士又は監査法人によるレビュー : 有（任意）

※ 業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項

- 本資料に記載されている業績見通し等の将来に関する記述は、当社が現在入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいており、実際の業績は予想数字と大きく異なる可能性があります。業績予想の前提となる条件及び業績予想のご利用にあたっての注意事項等については、添付資料2ページ「1. 当四半期決算に関する定性的情報（3）業績予想などの将来予測情報に関する説明」をご覧ください。

○添付資料の目次

1. 当四半期決算に関する定性的情報	2
(1) 経営成績に関する説明	2
(2) 財政状態に関する説明	2
(3) 業績予想などの将来予測情報に関する説明	2
2. 四半期財務諸表及び主な注記	3
(1) 四半期貸借対照表	3
(2) 四半期損益計算書	5
(3) 四半期財務諸表に関する注記事項	6
(継続企業の前提に関する注記)	6
(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)	6
(四半期財務諸表の作成に特有の会計処理の適用)	6
(会計方針の変更)	6
(会計上の見積りの変更)	6
(修正再表示)	6
(セグメント情報等の注記)	6
(キャッシュ・フロー計算書に関する注記)	6
3. その他	7
継続企業の前提に関する重要事象等	7
独立監査人の四半期財務諸表に対する期中レビュー報告書	8

1. 当四半期決算に関する定性的情報

（1）経営成績に関する説明

当第3四半期累計期間における国内経済は、個人消費や企業収益の回復によって経済活動の正常化が進み、雇用・所得環境が改善するなど緩やかな回復基調で推移しました。ただし、中東・東欧地域の情勢悪化や中国経済の減速、為替の影響、エネルギー価格や原材料価格の高騰等により、景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

このような経営情勢のもとで、当社の主要取引先である石油化学樹脂関連企業向けレンタルは、石化製品の内需減少に伴う生産調整や在庫削減等の継続により取引数量が減少し、その他一般顧客向けレンタルも減産等の要因によりレンタル需要が伸び悩みました。販売売上高他の合計も前期の実績を下回ったため、売上高総額は前年同四半期比5億57百万円（9.6%）減の52億48百万円となりました。

費用面につきましては、顧客側の在庫削減等の動きによってレンタル期間が短縮される状況が続き、レンタルが終了したパレットの回収・回送に係る運送費やデポ保管料等が増加しましたが、パレットの新造投資を抑制して現有資産の有効活用を図ったことで減価償却費が減少したため、営業費用は前年同四半期比2億18百万円（4.2%）減の49億32百万円となりました。

この結果、営業利益は3億15百万円（前年同四半期比51.8%減）、経常利益は4億3百万円（前年同四半期比43.5%減）、四半期純利益は2億65百万円（前年同四半期比54.4%減）となりました。

（2）財政状態に関する説明

①財政状態の変動状況

当第3四半期会計期間末の総資産は103億90百万円で、前事業年度末に比べ8億13百万円減となりました。

流動資産は24億68百万円で、前事業年度末に比べ1億70百万円減、固定資産は79億21百万円で、前事業年度末に比べ6億42百万円減となりました。

流動資産減少の主な要因は、現金及び預金、レンタル未収金及び売掛金の減少によるものです。

固定資産減少の主な要因は、社用資産の増加はあったものの、貸与資産の減少によるものです。

流動負債は26億40百万円で、前事業年度末に比べ4億54百万円減、固定負債は11億99百万円で、前事業年度末に比べ5億67百万円減となりました。

流動負債減少の主な要因は、買掛金の増加はあったものの、未払金、未払消費税等（「その他」を含む。）、未払法人税等及び1年内返済予定の長期借入金の減少によるものです。

固定負債減少の主な要因は、長期借入金及び長期未払金の減少によるものです。

当第3四半期会計期間末の純資産は65億50百万円で、前事業年度末に比べ2億8百万円増となりました。これは、利益剰余金及びその他有価証券評価差額金が増加したことによるものです。

（3）業績予想などの将来予測情報に関する説明

2024年10月25日に公表致しました業績予想から修正は行っておりません。

2. 四半期財務諸表及び主な注記

(1) 四半期貸借対照表

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当第3四半期会計期間 (2024年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,611,678	1,477,136
受取手形	34,960	19,507
レンタル未収金	765,457	738,813
売掛金	161,406	137,551
その他	66,591	96,087
貸倒引当金	△284	△259
流動資産合計	2,639,810	2,468,836
固定資産		
有形固定資産		
貸与資産		
貸与用器具(純額)	7,269,176	6,641,466
貸与資産合計	7,269,176	6,641,466
社用資産		
建物(純額)	295,358	284,313
土地	263,439	263,439
その他(純額)	152,846	214,462
社用資産合計	711,644	762,214
有形固定資産合計	7,980,820	7,403,680
無形固定資産		
投資その他の資産		
投資有価証券	285,000	301,444
その他	177,929	133,283
貸倒引当金	—	△197
投資その他の資産合計	462,930	434,530
固定資産合計	8,564,558	7,921,747
資産合計	11,204,369	10,390,584
負債の部		
流動負債		
買掛金	453,257	593,107
短期借入金	1,030,000	1,030,000
1年内返済予定の長期借入金	663,364	548,370
未払法人税等	129,270	10,199
引当金	41,566	12,092
その他	778,510	447,222
流動負債合計	3,095,968	2,640,992
固定負債		
長期借入金	1,228,370	834,998
引当金	22,102	22,974
長期末払金	463,112	290,027
資産除去債務	53,231	51,401
固定負債合計	1,766,816	1,199,401
負債合計	4,862,784	3,840,393

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当第3四半期会計期間 (2024年12月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	767,955	767,955
資本剰余金	486,455	486,455
利益剰余金	4,997,812	5,195,555
自己株式	△18,327	△18,327
株主資本合計	6,233,895	6,431,637
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	107,689	118,552
評価・換算差額等合計	107,689	118,552
純資産合計	6,341,584	6,550,190
負債純資産合計	11,204,369	10,390,584

(2) 四半期損益計算書

第3四半期累計期間

(単位：千円)

	前第3四半期累計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年12月31日)
売上高	5,805,834	5,248,381
売上原価	4,359,158	4,066,274
売上総利益	1,446,675	1,182,106
販売費及び一般管理費	792,189	866,393
営業利益	654,486	315,712
営業外収益		
受取利息	2	20
受取配当金	6,347	7,411
紛失補償金	51,356	68,454
廃棄物処分収入	26,728	29,120
その他	2,531	7,115
営業外収益合計	86,966	112,122
営業外費用		
支払利息	27,292	24,189
営業外費用合計	27,292	24,189
経常利益	714,160	403,645
特別利益		
固定資産売却益	147,225	—
特別利益合計	147,225	—
税引前四半期純利益	861,385	403,645
法人税、住民税及び事業税	214,694	102,365
法人税等調整額	65,272	36,229
法人税等合計	279,966	138,594
四半期純利益	581,419	265,051

(3) 四半期財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)

該当事項はありません。

(四半期財務諸表の作成に特有の会計処理の適用)

該当事項はありません。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(会計上の見積りの変更)

該当事項はありません。

(修正再表示)

該当事項はありません。

(セグメント情報等の注記)

【セグメント情報】

前第3四半期累計期間(自 2023年4月1日 至 2023年12月31日)

当社は、パレットレンタル事業を主たる業務としております。販売及びその他収入(利用運送事業に伴う収入)については、レンタル事業に付随して行われているのみであり、不可分の販売形態の単一セグメントであり、記載を省略しております。

当第3四半期累計期間(自 2024年4月1日 至 2024年12月31日)

当社は、パレットレンタル事業を主たる業務としております。販売及びその他収入(利用運送事業に伴う収入)については、レンタル事業に付随して行われているのみであり、不可分の販売形態の単一セグメントであり、記載を省略しております。

(キャッシュ・フロー計算書に関する注記)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年12月31日)
減価償却費	1,808,650千円	1,620,439千円

3. その他

継続企業の前提に関する重要事象等

該当事項はありません。

独立監査人の四半期財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年1月24日

日本パレットプール株式会社
取締役会 御中

仰星監査法人

大阪事務所

指定社員
業務執行社員

公認会計士

洪

誠

悟

指定社員
業務執行社員

公認会計士

稲

積

博

則

監査人の結論

当監査法人は、四半期決算短信の「添付資料」に掲げられている日本パレットプール株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第53期事業年度の第3四半期会計期間(2024年10月1日から2024年12月31日まで)及び第3四半期累計期間(2024年4月1日から2024年12月31日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準(ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。)に準拠して作成されていないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準(ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。)に準拠して四半期財務諸表を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準(ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。)に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して作成されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して作成されていないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の期中レビュー報告書の原本は当社（四半期決算短信開示会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータ及びHTMLデータは期中レビューの対象には含まれていません。